

平成 26 年

# 第 5 回国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 平成 26 年 10 月 20 日 (月) 午後 6 時

会 場 市役所 9 階 第 2 委員会室

苫小牧市国民健康保険運営協議会

# 会 議 次 第

1 諮 問

2 市長挨拶

3 開 会

4 会長挨拶

5 協議事項

第1号 市長からの諮問事項について

苫小牧市税条例の一部改正について

6 その他

# 協議事項第 1 号 市長からの諮問事項について

## 苫小牧市税条例の一部改正について

### 1. 改正内容

苫小牧市国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を 51 万円、後期高齢者支援金等課税額を 16 万円、介護納付金課税額を 14 万円の合計 81 万円に改正し、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度の 3 か年で段階的に実施する。

課税限度額	現 行	改 正	備 考
基 礎 分	500,000円	510,000円	第137条第2項、第146条の改正
支 援 分	130,000円	160,000円	第137条第3項、第146条の改正
介 護 分	100,000円	140,000円	第137条第4項、第146条の改正
合 計	730,000円	810,000円	

#### 各年度の課税限度額

課税限度額	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基 礎 分	500,000円	510,000円	510,000円
支 援 分	140,000円	150,000円	160,000円
介 護 分	120,000円	130,000円	140,000円
合 計	760,000円	790,000円	810,000円

### 2. 国の課税限度額の経過

平成 26 年度地方税法改正により、所得に応じた負担の公平性を確保するためとして、低所得世帯への軽減対象を拡大するとともに、国民健康保険税課税限度額について、後期高齢者支援金等課税額を 2 万円、介護納付金課税額を 2 万円の合計 4 万円が引上げられ、基礎課税額が 51 万円、後期高齢者支援金等課税額が 16 万円、介護納付金課税額が 14 万円の合計 81 万円とした。課税限度額については、平成 22 年度、平成 23 年度と 2 年続けて合計額で 4 万円の引上げが行われてきたが、平成 24 年度以降は据え置かれてきた。

国では、平成 22 年度以降は協会けんぽを目安として課税限度額を引上げるとしていたが、実施時期や引上げ幅が明確化されていなかったことから、今後は市町村で将来の課税限度額が予見できるよう、引上げのルール化を検討するとしている。

### 3. 本市の課税限度額の経過と改正理由

本市の課税限度額は、平成 23 年度に平成 22 年度法定基準である基礎課税額 50 万円、後期高齢者支援金等課税額 13 万円、介護納付金課税額 10 万円の合計 73 万円に改正し、その後の改正を見送ってきたことから、現行の法定基準とは 8 万円のかい離が生じている。

所得に応じた保険税負担の公平性を確保するとともに、法定限度額とのかい離により生じる財政運営への影響を回避し、自主財源を確保するため課税限度額を引上げる。

### 3. 課税限度額の推移

(単位：円)

年度	基礎分		支援分		介護分		合計	
	法定基準	苫小牧市	法定基準	苫小牧市	法定基準	苫小牧市	法定基準	苫小牧市
H15	530,000	510,000			80,000	70,000	610,000	580,000
H16								
H17								
H18								
H19	560,000				90,000		620,000	
H20							650,000	
H21					470,000		470,000	
H22	500,000		130,000				730,000	
H23	510,000	500,000	140,000	130,000	120,000	100,000	770,000	730,000
H24								
H25								
H26								

### 4. 平成26年度の道内35市の状況

課税限度額	市数	市名
81万円	25市	札幌市、函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、伊達市、北斗市
77万円	8市	小樽市、旭川市、稚内市、江別市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市
76万円	1市	三笠市
73万円	1市	苫小牧市

### 5. 課税限度額改正時の調定増額見込

課税限度額	超過世帯数			調定増額見込
	基礎分	支援分	介護分	
73万円	331世帯	479世帯	345世帯	
76万円	331世帯	412世帯	220世帯	9,949千円
79万円	324世帯	362世帯	184世帯	19,061千円
81万円	324世帯	313世帯	158世帯	24,022千円

※平成26年度当初賦課時から試算

## 6. 限度額超過となる所得額

夫（給与収入）、妻と子は収入なしの3人世帯 夫と妻は介護2号被保険者の場合

課税限度額		基礎分	支援分	介護分
73万円	給与収入 (所得)	約733万円 (約540万円)	約621万円 (約443万円)	約558万円 (約392万円)
76万円	給与収入 (所得)	約733万円 (約540万円)	約670万円 (約483万円)	約669万円 (約482万円)
79万円	給与収入 (所得)	約747万円 (約552万円)	約714万円 (約523万円)	約719万円 (約527万円)
81万円	給与収入 (所得)	約747万円 (約552万円)	約758万円 (約563万円)	約768万円 (約572万円)